

○地方税法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(政令第五十六条の四十の三の施設)</p> <p>第二十四条の六の四 政令第五十六条の四十の三第一号に規定する総務省令で定める施設は、郵便物の配達、表示、区分、転送、還付及び保管の用に供する施設とする。</p> <p>2 政令第五十六条の四十の三第二号に規定する総務省令で定める部分は、当該施設のうち当該施設に係る事業所床面積に当該施設における郵便窓口業務等処理するための端末機(電子計算機及び電気通信回線により郵便窓口業務等処理するための端末機のうち当該業務に従事する者が窓口カウンターにおいて使用するために設置するものに限る。)の合計数の当該施設における郵便窓口業務等、銀行業及び生命保険業の代理業務並びに金融商品仲介業の業務を処理するための端末機(電子計算機及び電気通信回線によりこれらの業務を処理するための端末機(銀行業の代理業務を処理するための端末機のうち郵便振替の業務のみに使用するものを除く。))のうちこれらの業務に従事する者が窓口カウンターにおいて使用するために設置するもの(これらの端末機と同様の機能を有する端末機を当該施設の窓口カウンター以外においても使用するために設置している場合には、当該同様の機能を有する端末機を含む。)に限</p>	<p>(政令第五十六条の四十の三の施設)</p> <p>第二十四条の六の四 政令第五十六条の四十の三第一項第一号に規定する総務省令で定める施設は、郵便物の引受け、配達、表示、区分、転送、還付及び保管の用に供する施設とする。</p> <p>2 政令第五十六条の四十の三第二項に規定する総務省令で定める部分は、当該施設のうち当該施設に係る事業所床面積に当該施設における郵便窓口業務等処理するための端末機(電子計算機及び電気通信回線により郵便窓口業務等処理するための端末機のうち当該業務に従事する者が窓口カウンターにおいて使用するために設置するものに限る。)の合計数の当該施設における郵便窓口業務等、銀行業及び生命保険業の代理業務並びに金融商品仲介業の業務を処理するための端末機(電子計算機及び電気通信回線によりこれらの業務を処理するための端末機(銀行業の代理業務を処理するための端末機のうち郵便振替の業務のみに使用するものを除く。))のうちこれらの業務に従事する者が窓口カウンターにおいて使用するために設置するもの(これらの端末機と同様の機能を有する端末機を当該施設の窓口カウンター以外においても使用するために設置している場合には、当該同様の機能を有する端末機を含む。)に限</p>

る。)の合計数に対する割合を乗じて得た事業所床面積に相当する部分とする。

附則

(政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等)

第六条 略

2548 略

49 政令附則第十一条第三十四項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

50 政令附則第十一条第三十五項に規定する電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号)第二条第一項第四号に掲げる設備(これと同時に設置する同項第一号に掲げる設備を含む。)のうち総務省令で定めるものは、次に掲げるもの(第一号、第三号及び第四号に掲げるものは総務大臣が別に定める施設(以下この項において「指定施設」という。))に設置するものに限る。)であつて、総務大臣が別に定める地域又は区域に設置するものとする。

一 四 略

51及び52 略

53 政令附則第十一条第三十八項に規定する総務省令で定める要件は、次の各号の全てに該当することとする。

一 三 略

54 政令附則第十一条第三十九項に規定する総務省令で定める要件は、係留施設等のうち、岸壁の長さが二百四十メートル以上で当該岸壁の前面

る。)の合計数に対する割合を乗じて得た事業所床面積に相当する部分とする。

附則

(政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等)

第六条 略

2548 略

49 政令附則第十一条第三十五項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

50 政令附則第十一条第三十六項に規定する電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号)第二条第一項第四号に掲げる設備(これと同時に設置する同項第一号に掲げる設備を含む。)のうち総務省令で定めるものは、次に掲げるもの(第一号、第三号及び第四号に掲げるものは総務大臣が別に定める施設(以下この項において「指定施設」という。))に設置するものに限る。)であつて、総務大臣が別に定める地域又は区域に設置するものとする。

一 四 略

51及び52 略

53 政令附則第十一条第三十九項に規定する総務省令で定める要件は、次の各号の全てに該当することとする。

一 三 略

54 政令附則第十一条第四十項に規定する総務省令で定める要件は、係留施設等のうち、岸壁の長さが二百四十メートル以上で当該岸壁の前面

60 略	59 政令附則第十一条第四十三項に規定する停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものは、同条第四十二項第一号に掲げる事業が実施された停車場建物及び旅客用通路に係る家屋の当該事業実施後の床面積から当該事業実施前の床面積を控除した床面積に相当する部分とする。	58 政令附則第十一条第四十二項第二号に規定するプラットホームからの転落を防止するための設備で総務省令で定めるものは、ホームドア及び可動式ホーム柵（これらと併せて設置する列車定点停止装置を含む。）とする。	57 政令附則第十一条第四十一項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。 一 三 略	56 政令附則第十一条第四十項に規定する津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当することについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた工作物とする。 一 三 略	55 略 56 政令附則第十一条第四十一項に規定する津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当することについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた工作物とする。 一 三 略
60 略	59 政令附則第十一条第四十四項に規定する停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものは、同条第四十三項第一号に掲げる事業が実施された停車場建物及び旅客用通路に係る家屋の当該事業実施後の床面積から当該事業実施前の床面積を控除した床面積に相当する部分とする。	58 政令附則第十一条第四十三項第二号に規定するプラットホームからの転落を防止するための設備で総務省令で定めるものは、ホームドア及び可動式ホーム柵（これらと併せて設置する列車定点停止装置を含む。）とする。	57 政令附則第十一条第四十二項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。 一 三 略	56 政令附則第十一条第四十一項に規定する津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当することについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた工作物とする。 一 三 略	55 略 56 政令附則第十一条第四十一項に規定する津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当することについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた工作物とする。 一 三 略